

所得の種類(令和5年度用)

所得の種類		所得金額の算出方法																														
事業(営業等、農業)	事業により生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額																														
不動産所得	地代、家賃などによる所得	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額																														
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額																														
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額																														
給与所得	給与、賞与、賃金	収入金額(a)－給与所得控除額(下表参照)－所得金額調整控除＝給与所得の金額																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>(a)の金額 (円)</th> <th>給与所得控除額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 1,800,000</td> <td>(a) × 0.4－10万円(最低控除額55万円)</td> </tr> <tr> <td>1,800,001 ～ 3,600,000</td> <td>62万円＋(a)－180万円) × 0.3</td> </tr> <tr> <td>3,600,001 ～ 6,600,000</td> <td>116万円＋(a)－360万円) × 0.2</td> </tr> <tr> <td>6,600,001 ～ 8,500,000</td> <td>176万円＋(a)－660万円) × 0.1</td> </tr> <tr> <td>8,500,001 ～</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><所得金額調整控除> ○給与収入が850万円を超え、本人が特別障害、または、同一生計配偶者もしくは扶養親族に特別障害がある、または、23歳未満の扶養親族がいる場合 ・〔給与収入(最高1,000万円)〕－850万円) × 0.1 ○「給与所得(最高10万円)＋年金所得(最高10万円)」が、10万円を超える場合 ・給与所得(最高10万円)＋年金所得(最高10万円)－10万円</p>	(a)の金額 (円)	給与所得控除額 (円)	～ 1,800,000	(a) × 0.4－10万円(最低控除額55万円)	1,800,001 ～ 3,600,000	62万円＋(a)－180万円) × 0.3	3,600,001 ～ 6,600,000	116万円＋(a)－360万円) × 0.2	6,600,001 ～ 8,500,000	176万円＋(a)－660万円) × 0.1	8,500,001 ～	195万円																		
(a)の金額 (円)	給与所得控除額 (円)																															
～ 1,800,000	(a) × 0.4－10万円(最低控除額55万円)																															
1,800,001 ～ 3,600,000	62万円＋(a)－180万円) × 0.3																															
3,600,001 ～ 6,600,000	116万円＋(a)－360万円) × 0.2																															
6,600,001 ～ 8,500,000	176万円＋(a)－660万円) × 0.1																															
8,500,001 ～	195万円																															
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	収入金額(a)－公的年金等控除額(下表参照)＝公的年金等に係る雑所得の金額																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">65歳未満(昭和33年1月2日以降生)</th> <th colspan="2">65歳以上(昭和33年1月1日以前生)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(a)の金額</th> <th colspan="2">(a)の金額</th> </tr> <tr> <th>万円超</th> <th>万円以下</th> <th>万円超</th> <th>万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 130</td> <td>600,000</td> <td>～ 330</td> <td>1,100,000</td> </tr> <tr> <td>130 ～ 410</td> <td>(a) × 0.25＋275,000</td> <td>330 ～ 410</td> <td>(a) × 0.25＋275,000</td> </tr> <tr> <td>410 ～ 770</td> <td>(a) × 0.15＋685,000</td> <td>410 ～ 770</td> <td>(a) × 0.15＋685,000</td> </tr> <tr> <td>770 ～ 1,000</td> <td>(a) × 0.05＋1,455,000</td> <td>770 ～ 1,000</td> <td>(a) × 0.05＋1,455,000</td> </tr> <tr> <td>1,000 ～</td> <td>1,955,000</td> <td>1,000 ～</td> <td>1,955,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり控除額をそれぞれ引き下げます。 ・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合・・・10万円 ・他の所得が2,000万円超の場合・・・20万円</p>	65歳未満(昭和33年1月2日以降生)		65歳以上(昭和33年1月1日以前生)		(a)の金額		(a)の金額		万円超	万円以下	万円超	万円以下	～ 130	600,000	～ 330	1,100,000	130 ～ 410	(a) × 0.25＋275,000	330 ～ 410	(a) × 0.25＋275,000	410 ～ 770	(a) × 0.15＋685,000	410 ～ 770	(a) × 0.15＋685,000	770 ～ 1,000	(a) × 0.05＋1,455,000	770 ～ 1,000	(a) × 0.05＋1,455,000	1,000 ～	1,955,000
65歳未満(昭和33年1月2日以降生)		65歳以上(昭和33年1月1日以前生)																														
(a)の金額		(a)の金額																														
万円超	万円以下	万円超	万円以下																													
～ 130	600,000	～ 330	1,100,000																													
130 ～ 410	(a) × 0.25＋275,000	330 ～ 410	(a) × 0.25＋275,000																													
410 ～ 770	(a) × 0.15＋685,000	410 ～ 770	(a) × 0.15＋685,000																													
770 ～ 1,000	(a) × 0.05＋1,455,000	770 ～ 1,000	(a) × 0.05＋1,455,000																													
1,000 ～	1,955,000	1,000 ～	1,955,000																													
業務	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの	収入金額－必要経費＝その他の雑所得																														
その他	個人年金や税金の還付加算金など																															
総合譲渡	短期	土地や建物以外の資産の譲渡による所得	収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※＝短期総合譲渡所得の金額																													
	長期	資産の所有期間により短期(5年以内)・長期(5年超)に分かれます	(収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※) × 1/2＝長期総合譲渡所得の金額 ※「収入金額－(取得費・譲渡費用)」が50万円未満の場合、その残額に相当する額																													
一時所得	生命保険金の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金などの所得、ふるさと納税の謝礼として受ける特産品	(収入金額－必要経費－50万円※) × 1/2＝一時所得の金額 ※「収入金額－必要経費」が50万円未満の場合は、その残額に相当する額																														